

各 位

会 社 名 株式会社ネクストジェン
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 大西 新二
(JASDAQ・コード3842)
問合せ先 取締役 執行役員 天田 貴之
(TEL. 03-5793-3230)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 21 日開催の経営会議において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定並びに会社法第 399 条の 13 第 5 項及び第 6 項に基づく当社取締役会の委任に基づき、当社取締役、執行役員及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを当社業務執行取締役が決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、経営会議は当社業務執行取締役の意思決定機関となっております。また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社取締役、執行役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、本新株予約権は有償発行であることから、取得に際しては相応の自己負担が生じることとなります。

本新株予約権は、平成 30 年 3 月期における営業利益 200 百万円を達成した場合に権利行使する内容になっております。この値は、平成 30 年 3 月期業績予想として開示している営業利益の目標レンジにおいて、普段よりこれを最低達成目標としながらレンジの上限を目指して企業活動を行っておりますが、過去の業績推移に比しても、高い水準であると考えております。当社といたしましては、一定の利益水準を維持しながら、持続的な成長を続けることが企業価値向上のために最重要であるとの認識から営業利益 200 百万円の達成を指標といたしました。

さらに、本新株予約権は割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の株価が一度でも行使価額が 1,000 円を下回った場合には権利が消滅いたします。このことは当社取締役、執行役員及び従業員に対して、株価に対する一定の責任を負わせる効果を有しております。

本新株予約権の割当数につきましては、企業貢献度、勤続年数、給与水準等を踏まえ、インセンティブ要素として設定いたしておりますが、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 2,018,600 株に対し最大で約 2.41%の希薄化が生じます。しかしながら本新株予約権は、あらかじめ定める当社利益水準が行使条件とされていることから、その目標が達成されることは、当社の企業価値、すなわち株主価値の向上に資するもので、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。

したがって、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的なものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社ネクストジェン 第9回新株予約権

2. 新株予約権の数

486 個（新株予約権 1 個につき 100 株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 48,600 株とし、下記 4. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、3,303 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価（1,837 円）、行使価格（1,837 円）、ボラティリティ（63.70%）、行使期間（3 年）、リスクフリーレート（-0.144%）、行使条件（詳細は下記 4. 新株予約権の内容(6)新株予約権の行使の条件を参照）の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果（3,303 円）を参考に決定したものである。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社経営会議開催日の前営業日（平成 29 年 11 月 20 日）での東京証券取引所における当社株価の終値である 1,837 円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株

式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 30 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下の①及び②に掲げるすべての条件に合致するものとし、③から⑥に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成 30 年 3 月期の決算短信に記載される当社損益計算書における営業利益が 200 百万円以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、行使期間の開始日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額が 1,000 円を下回った場合には、下回った日以降、残存するすべての新株予約権を行使できないものとする。

③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権を行使することはできない。

⑥ 各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

5. 新株予約権の割当日

平成 29 年 12 月 5 日

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 4. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 以下に該当する場合、上記 4. (3)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

① 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。

② 新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。

③ 新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。

④ 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 4. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 4. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 7. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 4. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 4. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 4. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 4. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 6. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 12 月 13 日

10. 申込期日

平成 29 年 11 月 30 日

11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役、執行役員及び従業員 97 名 486 個

以 上